

年 月 日

三種町長 様

三種町地方就職学生支援金交付申請書

三種町地方就職学生支援金交付要綱に基づき、関係書類を添えて、地方就職支援金（交通費分）の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
	会場住所			
面接・試験日	年 月 日			
内定日	年 月 日			

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「三種町地方就職学生 支援金の交付申請に関する誓 約事項」に記載された内容に ついて		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「第2期秋田県移住・ 就業支援事業に係る個人情報 の取扱い」に記載された内容 について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続し て、三種町に居住する意思に ついて （卒業後の申請の場合は申請 日から5年以上）		A. 意思がある		B. 意思がない

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

※職員使用欄	【本人確認書類】 ☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ その他（ ）
--------	--

【添付書類】

- ☐ 写真付き身分証明書
- ☐ 卒業又は修了証明書（卒業又は修了日から就業開始日が1年以内のもの）
- ☐ 在学中に交通費を申請する場合は、上記に替えて在学証明書
- ☐ 就職活動等に係る交通費の領収書
- ☐ 内定証明書（様式第2号） 在学中に申請する場合
- ☐ 就業証明書（様式第2号の2） 就業後に申請する場合
- ☐ 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書等）

三種町地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 三種町地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、三種町地方就職学生支援金交付要綱第 10 条に基づき、地方就職学生支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 在学中に交通費を申請する場合であって、申請日から 1 年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 在学中に交通費を申請する場合であって、申請日から 1 年以内に町に転入しなかった場合：全額
(申請時に既に町に住民票がある場合を除く)
 - (4) 就業開始日から 1 年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
(退職から 3 箇月以内に県内の別の企業に転職する場合を除く)
 - (5) 町への転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 3 年未満で町から転出した場合：全額
(住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。)
 - (6) 町への転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 3 年以上 5 年以内に町から転出した場合：半額
(住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。)

三種町地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

県及び町は、第 2 期秋田県移住・就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び三種町個人情報保護法施行条例の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、県及び町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。